

総務産業常任委員会審査報告書

平成 30 年 12 月 19 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

総務産業常任委員会副委員長 清 水 均

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 85 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 85 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：建物の維持管理について、除雪等は指定管理者が行うのか。

回答①：施設管理を含めてお願いしている。必要最低限のことは管理者が行うと考える。

意見②：女性団体であるが、屋根の雪下ろしなどもしっかり行うよう指導をお願いしたい。

質疑③：指定管理納付金はどのようになっているのか。

回答③：通常の場合は、使用料を納入してもらう場合と逆に町が指定管理料を支払うケースがあるが、今回の場合は施設の使用料はもらわず、指定管理料の支払いもない。

質疑④：今回の指定管理期間は 3 年とあるが、三水加工所の指定管理期間は。

回答④：同じく 3 年間である。

質疑⑤：指定管理団体から建物の使用料を納付してもらったらよいと考えるが。

回答⑤：利益の出る施設運営はなかなか難しいのが現状である。三水加工所周辺施設、横手直売所周辺施設についても、希望としては使用料を納付してもらいたいと考えるが厳しい状況。大きな意味で「農業振興」、「働く場の確保」と捉えて使用料はもらっていない。近隣市町村でも指定管理でお金を

もらっている施設は無いと認識している。唯一、オーガニックリゾートから納付金を受けている状況。

質疑⑥：指定期間中に新たな団体が使用したい希望があった場合はどのようなようになるのか。その場合の規定等はどうか。

回答⑥：条例上では指定管理団体に申請し、指定管理団体が許可をすることになっている。利用料については、午前・午後は各1,000円。夜間は1,200円となっている。条例上では説明のとおりだが、現実的な問題として、不特定の方が施設に入ること衛生管理の面で問題が生じ、加工品の販売ができなくなるため、七味の会のみ使用となっている。他の団体が使用したい場合は、一般に使用できる「野村上加工施設」や「三水大豆加工所」があり、そちらを利用している状況。

質疑⑦：指定管理の施設は厨房のみの管理となっているのか。

回答⑦：旧中央保育園施設と七味の会使用している厨房施設は入口が別になっている。厨房施設のみを指定管理としている。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。

以上